

令和2年度第1回
荒川区児童福祉審議会

議事要録

日時：令和2年7月10日（金）午後6時30分～午後7時55分
会場：区役所5階 大会議室

○谷井子育て支援課長

ただいまから令和2年度第1回荒川区児童福祉審議会を開催させていただきます。

皆様には大変ご多忙の中、会議の委員にご就任をいただきましたこと、また、本日、このような時間にもかかわらずご出席をいただきましたことを誠にありがとうございます。

私は、委員長選出までの進行を務めさせていただきます事務局の子ども家庭部子育て支援課長の谷井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、会議の開催に当たりまして、副区長の北川よりご挨拶申し上げます。

(副区長挨拶)

○谷井子育て支援課長

それでは、進行させていただきます。

まず、委員の皆様の委嘱でございますが、委嘱状については、本来であればお一人お一人にお願い申し上げるところですが、大変恐縮ですが、お席のほうにお配りさせていただいております。ご了承ください。

続きまして、机上に配付している資料を先に確認させていただきます。

まず、次第と資料1から4までをクリップ留めしたものがございます。また、先ほどの委嘱状、それから、席次表、あと、後ほどご案内いたします部会会場の御案内図もお配りさせていただいております。そのほか、今後説明に使わせていただきます「区政概要」という冊子、それから、「あらかわ子育ておでかけMAP」、また、後ほどこちらも使います「荒川区子ども家庭総合センターの設置について」というホチキス留めの資料とパンフレットをお配りさせていただいております。よろしいでしょうか。

それでは、初回でもありますので、各委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと存じます。

お手元の資料1の委員名簿及び部会案、それから席次表のほうをご覧いただければと思います。こちらから委員名簿の順番でお名前をお呼びいたしますので、一言ご挨拶をいただければと思います。よろしく願いします。

(委員毎に自己紹介)

○谷井子育て支援課長

皆様、ありがとうございました。

なお、名簿にあります阿部委員におかれましては、本日ご欠席とのご連絡をいただいているところでございます。

それでは、続きまして、関係部課長及び事務局からご挨拶をさせていただきます。

皆様の名簿の裏面をご覧ください。関係部課長及び事務局の名簿となっております。この順番にご挨拶させていただきます。

(関係部課長及び事務局の挨拶)

○谷井子育て支援課長

ありがとうございました。

本日の会議でございますけれども、会議録作成のために録音をさせていただきます。会議録につきましては、会議終了後、まとめまして、委員の皆様にご確認をいただいた後に、会議資料とともに区のホームページに掲載をさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、まず、事務局から少し全体の説明をさせていただきます。

次第の3番、荒川区児童福祉審議会について、ということで、会議の趣旨や運営等についてご説明をいたします。

資料2-1でございますが、こちらが児童福祉審議会を設置する条例となっております、こちらにありますよう、本審議会については、児童福祉法に基づき、区長の附属機関として設置するものでございます。第2条、組織は委員20人以内をもって組織するということで、特別の事項を調査審議するときには臨時委員を置くことができます。また、任期につきましては、2年とし、再任を妨げないということで、皆様の任期についても2年ということでよろしく願いいたします。

第4条でございます。審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各1人を置くということで、後ほどこちらについては皆様に選出をお願いしたいと存じます。

第5条、招集ということで、委員長が招集と、そして、第6条になりますけれども、委員の過半数が出席しなければ開くことができないというような規定になっております。第7条では、委員以外の者から出席ですとか必要な資料の提出を求めることができるという規定でございます。

第8条の守秘義務のところでございますが、この審議会の中で知り得た秘密は漏らしてはならない規則になってございますので、よろしく願いいたします。

そして、第9条に部会を規定してございます。必要に応じて部会を置くことができるということで、後ほどまた詳細は説明させていただきますが、各部会における委員の互選により部会長1名を置くということになっております。また、審議会は、その議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができるということで、こちらについても後ほどお話ししたいと存じます。

条例のほうは以上でございます、次に、資料2-2、条例の施行規則ということで若干細かいことを書かせていただいております。例えば第2条、会議の公開ということで、本審議会は公開でございます。ただし、委員長が公開することが適当でないときはこの限りではないということで、後ほど傍聴の件は報告をさせていただきます。

そして、第3条、部会の構成員ということになってございますが、委員及び臨時委員のうちから委員長が指名するということで、皆様には名簿に案を作っております。

大変雑駁ではございますが、このような形で児童福祉審議会のほうを進めさせていただ

きたいと存じます。

ここまでで何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、続きまして、次第の4ということで、委員長及び副委員長の選出についてお願いしたいと存じます。

(委員からの推薦により、委員長に河津委員、副委員長に玉井委員が選任。以降、委員長により進行)

○河津委員長

それでは、進めさせていただきます。

まず、傍聴の希望者がある場合は、原則公開ですので、特別なことがない限りは入っていただくということで今後も進めたいと思います。できれば、一々断らなくても、傍聴がいらっしゃれば、どうぞお入りくださいでよろしいかと思いますが、本日はいらっしゃらないようですので、議事に入りたいと思います。

1回目ですので、自己紹介だけでなく、ある程度、時間の許す限りで皆さんからも少しご意見頂きたいと思います。

議事の(1)部会の設置についてです。事務局より説明をお願いいたします。

○谷井子育て支援課長

資料3をご覧ください。こちらが部会を設置する要綱となっております。第2条をご覧ください。審議会及び部会として4つの常設の部会の設置を決めてございます。里親部会、権利擁護部会、保育部会及び児童虐待死亡事例等検討部会でございます。

それぞれの部会について、資料4に少し見やすくまとめてございますので、併せてご確認をいただければと存じます。それぞれ資料4のほうに設置目的、所掌事項ということでまとめさせていただいております。時間の関係もございますので、こちらについては割愛をさせていただきます。

それでは、要綱にお戻りください。第3条になりますけれども、こちらでは必要に応じて臨時に部会を設置することができるという規定がございます。

また、第3条、部会長が部会を招集する余裕とかないことが明らかであると認めるときは、持ち回りその他の方法により開催に代えることができるというものでございます。

また、第4条で議事録について規定をしてございます。部会では、議事録を作成し、保存してまいります。また、3項に議事録は非公開ということで規定しております。ただし、部会長が必要があると認めた場合は公開ということになってございます。

また、第5条では、委員の除斥のことを規定しております。

大変簡単ですが、部会の設置については以上でございます。

○河津委員長

ありがとうございました。

部会委員については、荒川区児童福祉審議会条例施行規則第3条の規定によりまして、委員長が指名することとされております。実際には事務局といろいろご相談をさせていただいておりますけれど、既に皆様をお願いしているとおりに、資料1の名簿に所属部会を掲載しております。このとおりの部会にご登録いただくということで決定したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。また、本審議会の終了後に4つの部会を同時に開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

続いて、議事の(2)の部会における議決について事務局から説明をお願いいたします。

○谷井子育て支援課長

部会における議決についてでございます。条例第9条第4項の規定に「審議会は、その議決により部会の議決をもって審議会の議決とすることができる」となっております。よって、本日の会議でこの議決をお願いするものでございます。

以上です。

○河津委員長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたとおりに、部会における議決をもって、本審議会を開かずにそれぞれの部会で決定したものは審議会の議決という扱いにしたいと思います。ご異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河津委員長

ということで、それぞれの部会を信頼して、それぞれで決めるということにしたいと思います。

それでは、異議がないようですので、部会の議決をもって審議会における議決といたします。

それから、次に、6番目、荒川区子ども家庭総合センター、これは荒川区の児童相談所に当たるものですが、それについて、今回は初めての審議会ですので、事務局から荒川区の現状についてのご説明をいただいて、それを踏まえて皆様から自由にご意見を頂ければと思っています。

それでは、事務局から説明をまずお願いいたします。

(事務局より、区の概要及び荒川区子ども家庭総合センターについて説明)

○河津委員長

ありがとうございました。

今まで伺っている中でも、荒川区が5つの地域に分かれるとすると、日暮里とか町屋地域は子どもさんが生まれる率が高くなっていて、比較的若い人も住んでいたりとか、地域によって少し違いがあるのですが、そういうことも伺っておりました。

それから、今のご説明の中でも、児童養護施設を誘致するというこのようですけれど、虐待統計でも心理的虐待が増加していますけれど、荒川区においてはまだ半分には達していないというところで、今は夫婦げんかでも泣き声通報でも全て通告をされるので、それから、きょうだいケースはみんな心理的虐待でカウントされるので、50%を超えて、60%近くなるような中で、荒川区の場合は比較的その辺が穏やかに動いているのかなと思います。それから、非行問題も今のところはゼロですよ。そういう点では、比較的まとまった区なのかなという感じは受けているところです。

何かお気づきの点とかご質問の点があれば、委員の皆さんから出していただければと思います。挙手をしていただいて、発言をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

奥田委員さん。

○奥田委員

こちらから1点要望、1点ご質問という形でお願いしたいと思います。

1点目は、社会的擁護の里親の登録拡大に向けた取組のところのご要望でございます。二葉乳児院が入りまして、民間の力を活用する、荒川区内で取組を展開するということは、新しい児相ができた、より地域に密着したリクルート活動という意味では、大変効果がございます。先行3区の取組が後から続く特別区の児童相談所のモデルになっていくところがありますので、ぜひ頑張っていたきたいということと、児童相談所は児童相談所で外せない役割というのがあると思います。この辺り、行政の役割と民間の役割というものをしっかり役割づけて進めていただけるようご要望いたします。

もう一点、意見のほうですけれども、区政概要の79ページの母子保健の上段にあります表のところですが、これにつきましては、4か月児健診等を含めて、里親のご家庭でも4か月健診、1歳児プチ健診あるいはすこやかママの骨密度測定、こういったものは里親家庭でもご利用できるのかどうか、この点だけご質問させていただきます。

以上です。

○河津委員長

それでは、事務局のほうでお答えをお願いします。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

今、ご質問があった件は、健診については、受けていただいておりますので、ご安心いただければと思います。

○奥田委員

ありがとうございました。

○河津委員長

ほかにはいかがでしょうか。

○池田委員

池田でございます。

1つ質問をさせていただければと思います。今回、子ども家庭総合センターが設置されたということで、従来の子ども家庭支援センター機能と児童相談所機能の両機能を併せ持つということなんですが、組織の体制は、センターの中で子ども家庭支援センターの部門と児童相談所機能の部門というのに分かれているのでしょうか。それとも一体になっているのでしょうか。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

子ども家庭支援センターの機能については、主に在宅支援係というところが事業等を引き継いでおります。また、ケースにつきましては、7月1日の児童相談所開設のときに、子ども家庭支援センターで見えていたケースも全て総括しまして、整理をしております中で、児童福祉司の指導につなげるものが適切というものについては児童相談所のケースとして扱うようにし、それ以外のケースについて、例えば見守りで終了とか、社会的資源のサービスをご紹介して、あとは継続的に見守りをしていくというケースに分け整理をしまして、児童福祉係では児童相談所のケースとして今後継続して関わっていきますし、そうでないケースについては、在宅支援係で子ども家庭支援センター的な関わりをしていくというふうに分けてございます。

○池田委員

ありがとうございました。

○河津委員長

新しい建物も先日見せていただきましたけれど、保護所のほうも10名ですから、割と小ぢんまりして落ち着いた感じでできていると思いました。

それから、職員数は、国、県よりはるかに手厚く配置されているので、執務室のほうはびっしり職員が座っているという感じで、相当な人材を集めていますので、いろいろなことができるのではないかと思います。

それから、世田谷区では、出張所ごとに子ども家庭支援センターを作って、5か所あって、それと世田谷児相という組合せですけど、荒川区の場合は1つの児童相談所の中にあつちる在宅サービス部門のそれまでの子ども家庭支援センター機能を入れ込んでいますので、これも1つのモデルケースになるんだろうと思うんですね。

私、25年前に東京都の子ども家庭部長をやっていたときに、子ども家庭支援センターをどうやって増やしたらいいかということが、ある意味では虐待とか少子化の問題があつたんですけど、大きな課題で、区や市の課長さんや係長さんに集まっていただいて、都庁で会議を開きました。どうやって子ども家庭支援センターを増やすかということと、子ども側の在宅サービスをどうやって考えていったらいいのか。高齢、障がいはもう1990年で区市町村が入所も在宅サービスも両方まとめてやることになっていましたけど、児

童は分かれていますので、東京都の児童相談所が歩いて回っても虐待を発見するというわけにはまいりませんし、新規でどうやって子どもと家庭を抱えているかという、これは区市町村の務めなので、子ども家庭支援センターが機能しないとどうにもならないわけですよね。そのところの子ども家庭支援センターと児童相談所をつなぐところをどうするかという課題があったものですから、そういう意味では、世田谷、江戸川のように大きな区と荒川区の小ぢんまりした中で連携が密になって、うまく動けた、これは全国的には非常にいいモデルになっているんじゃないかなという気がしているところでした。

ということなのですが、皆さん、いかがでしょうか。

母子保健と児童福祉の連携も、もともと区の中で子ども家庭支援センターが区立でしたので、よかったとは思いますが。子ども家庭支援センターを民間委託していると、保健師さんが人事異動で子ども家庭支援センターに回ってくるということがないので、その部分に溝ができるんですけど、荒川区の場合はそこもスムーズに、これまでの中ではいいと思っています。

いかがでしょうか。川松委員さん、何かご意見ありますか。

○川松委員

児童相談所を設置されて、全国の児童相談所設置自治体の中では最も人口規模の小さい自治体ということになるんですけども、今まで明石市で30万人だったんですけど、それよりも10万人少ない自治体で児童相談所を設置されるということで、そういう意味では、実験的でもあるし、先駆的な取組も可能かと思うんですね。

荒川区の特徴は、エリアはそんなに広くなくて、凝縮して小ぢんまりとしていて、動きやすい、利便性も高いという地域性もありますので、その中で小回りの効く児童相談所ということで、様々な機能を持ちながら、区の関係機関と連携をしながら、有効な支援が構築できると思います。一方で、子ども家庭支援センターが今まで培ってきたソフトな寄り添っていきような支援と、児童相談所というと、ハードな介入的な要素が強いイメージを区民の方が持たれると思いますので、そういった機能がうまく両輪として並行してやっていけるかどうかということにとっても着目しているところでもあります。

結構苦労もあると思うんですけど、今までの都の児童相談所と、子ども家庭支援センターとの間で、必ずしも意思疎通がうまくいかなかった部分もあったと思うんですけども、それと同様のことが今度は同じ区の組織の中で起こらないとも限らないので、みんなで一緒に取り組むという姿勢が大事だと思います。そういった意味で有効な支援が展開されることを願っています。幸い、すごくたくさんの人員配置がされているので、動きやすく、区の関係機関と一緒に動くことができるんじゃないかなと思うので、そういった意味で活発な取組が展開されるんじゃないかなと期待していきたいなと思っています。

○河津委員長

ありがとうございます。

先ほど25年前と申し上げましたが、1995年（平成7年）に子ども家庭支援センターの第1号は府中市のしらとりという母子寮が併設をして、区では練馬区と世田谷区が設置したんですね。これをいかに区市町村ごとに、東京都全体に広げるかという課題がありました。

各区市町村に1か所ずつという児童福祉審議会の方針があったんですけど、もともとの発想が高齢者の在宅介護支援センターが1中学校区が1つのコミュニティで歩いて通えるところ、その活動が基にあって、子ども家庭支援センターを作ろうという発想でしたから、1区市町村に1か所では、広いところと狭いところとあるので、当時、区市町村の保健センターが7万人に1か所という、障がい者のセンターも5万人に1か所という案もあったものですから、そこまではいかないけれども、子ども家庭支援センターは10万人に1か所ぐらい設けるべきだということで事務局で考えて、児童福祉審議会からもそういう意見具申してもらったんですね。ただ、現実には出張所ごとというのが現実的だったので、世田谷が90万でも5か所、練馬区も3出張所なので、子ども家庭支援センターは3か所という、そんな感じでした。荒川区は20万の人口ですから、子ども家庭支援センターも2か所ぐらい欲しいというところですけど、1か所でも交通が至便なのでいいだろうということと、それと児童相談所を設置するということが一体となったという1つのモデルだろうというふうに思っております。

それから、先ほどの保育については、待機児は荒川区はほぼゼロであるというふうになっていますので、そちらも十分力を入れていただいていると思います。

それぞれ皆さん、専門の委員さんがいらっしゃるので、何か区に尋ねたいこととかあるいはご意見等があればおっしゃっていただければと思いますけれども、どうでしょうか。

片倉委員さん、どうぞ。

○片倉委員

大変基本的なことで伺いたいんですが、児童相談所の部門で児童福祉司が何名で心理が何名いるのかということと、子ども家庭支援センターのほうの部門で相談員さんが何人いるのかということをお教えいただければと思うんですが。

○河津委員長

どうぞ、事務局のほうでお願いします。

○石塚子ども家庭総合センター所長

それでは、私のほうからなんですけれども、児童福祉係のほうの区職員として配置されておりますのが12名です。それから、在宅支援係のほうに同じく区職員として配置されておりますのが12名、それから、心理係のほうに配置されておりますのが係長を含めまして8名という形になってございます。心理係のほうには、他に保健師も2名、常勤とい

う形で配置されております。

以上です。

○片倉委員

ありがとうございます。

○河津委員長

前に聞いていた中では、児童心理司は9人いて、うち非常勤が2名で、保健師さんが2人、医師の方は非常勤でお1人ですよね。それから、児童福祉はスーパーバイザーが2人で、児童福祉司が11人で、虐待対応強化専門員が非常勤2名警察官のOB、それから、弁護士さんが非常勤で3人、在宅支援系のほうは児童福祉スーパーバイザーが1人で、その児童福祉司さんが8人で、地域連携強化専門員が非常勤1人、養育家庭専門員が非常勤1人というような表を前に頂いておりますけれど、多分、あまり変わっていないと思います。1年ぐらい前の表かもしれません。

できれば、後でまた一表にして委員の方には、後ほどで構いませんので、お送りいただければと思います。

それでは、掛川委員さん、どうぞ。

○掛川委員

今、委員長がおっしゃってくださった内容のとおりなんですけれども、今、口頭で言われても、正直申し上げて頭に入りませんので、ただ、どういう陣容でなさるのかということについては、権利擁護であったり、あるいは死亡事例の検証をするというようなときに、質的な情報としてとても大事なものですので、きちんと紙の形で頂きたいと思います。それから、できれば一時保護所のほうの職員配置についても情報をご提供いただければと思います。よろしく願いいたします。

○河津委員長

口頭でなくて、一時保護所も含めて送っていただいて、いずれにしても、国基準というか、都基準よりも大分厚い職員配置であるということは確かだと思います。

○谷井子育て支援課長

それでは、今、ご要望ございました資料は改めて表の形で皆様にお送りしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○河津委員長

では、川松委員さん、どうぞ。

○川松委員

一時保護所のことでお伺いしたいなと思うんですけども、一時保護所の第三者評価は今後どのようにしていかれるのか、検討されるご予定があるかどうかということと、もう一点は、意見箱とか置いてあっても、なかなか出し難いところがありまして、第三者委員の

方がいらして、弁護士さんの方も第三者委員として聞き取りをしていただくことで、それがまたフィードバックされて、職員としてもすごくいい情報が得られると思いますけども、そういった点を今後検討していただけたらなという思いがあります。これはお願いという形ですけども、よろしく願いいたします。

○河津委員長

事務局のほうで何かありますか。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

第三者評価につきましては、施設にとって、私どもも非常に重要なものと認識しております。ただ、今年度については、運営開始後、間もないため、来年度以降の実施について検討を進めているところでございます。またご意見等頂きながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○谷井子育て支援課長

今、意見箱の運用について、ご意見、ありがとうございます。こうしたことを踏まえながら、私どものほうとしても整備をしていきたいというふうに考えてございます。

○河津委員長

鈴木委員さん。

○鈴木委員

東洋大学の鈴木です。

一時保護所ですけども、定員10名ということで余裕を持ってというふうに伺っているんですが、恐らくこの後の措置先が十分確保されていないと、10名、あつという間にいっぱいになってしまう可能性が出てこないかなと思うんですが、児童養護施設、令和5年度開設予定ということで、それまでの、例えば乳児院の一時保護委託をどうするかとか、あと、措置になった場合の割愛の数が担保されているのか、それから、児童心理施設がないというのが東京都の特徴で、いい特徴でもあるんですけども、逆に同様の施設にかなりヘビーなところが入ってしまっているというデメリットもあると思いますけども、ヘビーな子どもの委託先とか、あと、児童自立支援施設ですけど、東京の場合は非常に荒川区から遠いところになってしまうわけですが、そこら辺のところの措置先の割愛と一時保護委託の枠みたいところがどういうふうになっているのかというのを教えていただければと思います。

○河津委員長

それでは、事務局のほうでどうぞ。

○石塚子ども家庭総合センター所長

まず、委託のことにつきましてお話を差し上げたいというふうに思います。

定数10ということで、ご指摘のとおり状況になる可能性もございます。そういうよ

質問並びに要望ということになるのでしょうか。私もほかの自治体で同じ審議会なのかなというものがあるのですが、その中で委員として実際に小さい子どもさんを持っていらっしゃるお母様方、お父様方も参画されているんですが、そういう方たちなどのご意見を思い出してみると、こうした新しい取組、大変歓迎、また、期待の声も多いんですけども、同時に、例えば、今、ここにリーフレットがありますけれども、こういうものが実際に暮らしていると、なかなか目に入らなくて届かない。せっかくいい取組を行政のほうもやっけていても、区民のほうになかなか届きにくい。その辺の工夫ということは、今、どうなされているのか。なるべく細かく丁寧なアナウンス、情報提供を期待したいなということ。

それから、もう一つは、リーフレットの後ろに実際の相談受付時間等のご案内があります。これも実際に運用していく中で、様々柔軟に広がっていくということも近い将来あるのかもしれませんが、ただ、どうしても、職員の方たちの勤務時間のことも考えれば、なかなか対応は難しいところもあるのかもしれませんが、実際にはこの時間枠を超えた中でいろんな事案は考慮されるので、その辺のところを将来的にどんなふうな体制を展開されていくのか、その辺もちょっと伺ってみたいと思います。

以上、2件です。

○河津委員長

どうぞ、事務局でお願いいたします。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

リーフレットについてですが、先日、7月1日に児童相談所の業務を開始した際には、全小中学校、それから区内の保育園、幼稚園、全てのところに保護者の方に子ども家庭総合センターというのができて、児童相談所の機能を持ちました、ついでにご心配の方は何でもご相談くださいというようなお手紙を差し上げております。また、それ以外にも、8月1日の区報では、子育て関係の特集号を展開しまして、こういった相談窓口についての周知等を図っているところでございます。

併せて、相談体制なんですけど、このリーフレットの最後のところには、この時間まで開いているということが書いてあるんですが、中を開いたところに電話相談窓口ということで、あらかじめキッズ・マザーズコール24と児童相談所の虐待対応ダイヤル189、こちらのほうについては、24時間・365日通じまして、緊急の事案があった場合には職員のほうに連絡が来る体制を取ってございますので、こういったもので補完をしながらご相談に乗ってまいりたいと考えております。

以上です。

○谷井子育て支援課長

補足をさせていただきますが、区では、子育て支援として、これまでキッズ・マザーズコールという24時間受付の電話で相談できる仕組みですとか、また、子育て専門のアプリ

りを区民の方にお勧めしたりというような事業も行っております。こういったところでも、今回、新たな組織で取り組んでいくということは周知をしておりますし、そういったものも活用しながら。やはり区ですので、現場を持ってございます。先ほど副所長からもお話をしましたが、学校やあるいは地域の民生委員、こういったつながりがもともとございますので、生かしながら、ご指摘のあったようなお知らせを今後もしていきたいと考えてございます。

○師岡委員

頑張ってください。

○谷井子育て支援課長

ありがとうございます。

○河津委員長

ありがとうございます。

それでは、須永委員さん、ご意見、何かあれば、どうぞ。

○須永委員

今、師岡先生もお話しになっていたと思うんですけども、私も保育所にお子さんを通わせていらっしゃる保護者の方とお話をしていたりするときに、もし困っているとか悩んでいたことがあったとしても、なかなか相談の窓口に行くというところは難しい、どこに相談したらいいのかわからないというところで、子どもの関わり方がどんどん望まない方向に行ってしまうというふうな事例なんかを聞いたりします。情報が行き届いて、自分でそれにアクセスできる人たちならいいと思うんですけども、なかなかアクセスしづらい方というのも一定いらっしゃるんじゃないかなと思います。

今回、荒川区で、先ほどからコンパクトな大ききで一人一人に行き届いた支援をというふうな話をお伺いして、アクセスしにくいような方々にも広く手を差し伸べて支援につなげていくような試みになっていただければいいなと思いました。感想になってしまって、大変申し訳ありません。

○河津委員長 ありがとうございます。

それでは、齋藤委員さん、何かご意見があれば。

○齋藤委員

荒川区は犯罪率が23区の中でも一番低いと聞いたことがあるんですけども、昨年の子ども家庭支援センターの相談実施がゼロというところを見たりすると、北児相から移管されたときに、入所児童で例えば乳児院が何名だったり、児童養護施設が何名だったり、児童自立支援施設が何名だったり、あと、福祉指導がどのぐらいいらっしゃるのかとか、在宅のあれがどのぐらいあるのかが、具体的に教えていただけるとありがたいなと思いました。

○河津委員長

では、事務局で。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

口頭でご説明になってしまうので、こちらもあとで一表にして併せてお送りさせていただきたいと思うのですが、7月1日現在で簡単に申しますと、北児相から引継ぎを受けた件数になりますが、施設入所が44件、児童福祉司の指導が23件、継続指導が12件、養育家庭が7件、未処理件数が37件ということで移管を受けておりますので、こちらについては、乳児院とその他の養護施設を分けて一表にしてお知らせをしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○河津委員長

またその辺のデータも先ほどの組織図と一緒に送りいただければと思います。

最後に副委員長さん、どうぞ。

○玉井副委員長

1点だけ要望なんですけども、何度か今までお話の中でも、区でやるということの意味、メリットというのは言われているんですが、データの的にもこういう表面的な統計というのが、これだけを見てしまいますと、ケースを一面からしか合計できないことになってきますので、区単位でやるからこそ、様々な実践の蓄積がある中で、もっと詳細なデータの分析やエビデンスに向けて行っていただきたいと思っております。それこそ、7つの地区ごとに何か特徴があるのかとか、教育サイドと福祉サイドで課題意識をどういうふうにすれば出てくるのかとか、保育所から学校に引き継いでいくときの課題は何かとか、そういった部分というのは、ケースに即していかないと見えてこないと思っておりますので、そうしたことにもぜひ取り組んでいただけたらと思っています。これは要望です。

○河津委員長

ありがとうございました。

それでは、これから各部会に分かれることになってきますけれど、児童福祉審議会の条例の中でも、審議会の目的という規定は特に設けていなくて、部会に入ってしまうわけですが、そういう意味で、児童福祉に関する調査研究みたいな目的は特には入ってはいないですね。4つの部会が並行して持っていることだけになっていきますので、国とか他のレベルですと、諮問があったり意見具申があったりするわけなので、意見具申とか諮問が許されるのかどうかというのは、多分、今後の区のほうの課題だろうと思っております。取りあえずは4部会でスタートしておりますので、まず4部会で動き出そうと、こういうことになっていきますので、これからはそれぞれ分かれて顔合わせ等、それぞれの部会長さんが決められるかと思っておりますけど、よろしく願いいたします。

(事務局より事務連絡)

○河津委員長

それでは、これもちまして、令和2年度第1回荒川区児童福祉審議会を終了いたします。ありがとうございました。本日は引き続き部会のほうにご出席をお願いいたします。

——了——